

令和8年度 甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業仕様書

1 事業目的

甲斐市では、地球温暖化防止に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組むことを令和2年7月に宣言し、令和5年4月には、甲斐市の提案が脱炭素先行地域として採択され、国からの交付金を活用しながら、より加速的に二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を進めることとしている。

本業務はその取組推進を目的とし、脱炭素先行地域づくり事業のうち公共施設への自家消費型太陽光発電設備及びソーラーカーポート設備の導入を実施するものである。

2 事業概要

(1) 契約方式

リース契約（所有権移転リース）

(2) 履行期間

リース期間については、次のとおりとする。なお、設備の導入は令和9年2月末までに行うものとする。

ア 太陽光発電設備：契約締結日から17年を経過した日以後における最初の3月31日まで

イ ソーラーカーポート：契約締結日から15年を経過した日以後における最初の3月31日まで

(3) 業務共通事項

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）を活用して実施する事業であるため、国実施要領の交付要件等に合致したものとすること。
- ・ 契約後速やかに施設毎の現地調査を行った上で、設計（施工検討）を行うこと。
- ・ 施設内での作業の具体的な日程調整を市担当者及び施設担当者で行うこと。施設利用者への影響が少なくなるよう配慮した作業工程とすること。調整先については市から提示する。
- ・ 施設毎に、使用機器提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書を作成し、市の承諾を受けること。
- ・ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- ・ 現場施工について、作業計画書に従って施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに市担当者へ書面報告をすること。

- ・ 作業後の正常性確認については、事前に市と協議の上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- ・ 作業完了後に施設毎の完成図書及び完成図を作成し、市に提出すること。提出後に市の確認を施設毎に受けること。
- ・ 全ての対象施設について、市の確認が完了した段階で当該業務の完了とする。業務完了後に市の検査を受けること。
- ・ 設備設置後の保守及び維持管理等に係る計画書を作成し、市に提出すること。提出後に市の確認を受けること。
- ・ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- ・ 発生した廃棄物等を適切に運搬・廃棄する。
- ・ 事業期間内における保守、維持管理及びその他関連業務を実施する。

(4) 契約料金

- ・ 市は、契約料金をリース料金として受託者に支払う。
- ・ 令和9年2月末までに施工を行うものとする。
- ・ リース開始日は令和9年4月1日からを想定するが、両者協議の上で決定する。
- ・ 契約料金の支払いは、双方協議により決定することとする。
- ・ 契約料金には、設備の設計、設置、運用、維持管理、租税公課、金利等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- ・ 契約料金は、原則、契約期間中において一定額とする。
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）が交付された上で、本交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(5) リース契約に含まれる事項及び費用

- ・ 本事業で導入する設備一式（設計、物品、工事）
- ・ 本事業の実施のために必要な既存設備の改造、改修等（設計、物品、工事）
- ・ 本事業の実施に係る検討、調査
- ・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者
- ・ 保険（履行保証保険、動産総合保険、火災保険、損害賠償保険等）
- ・ 保守、サービス（法定点検、定期点検、部品交換、予防保全、緊急時対応、その他メンテナンス一式）
- ・ 太陽光発電設備に係るデータ遠隔監視（通信回線費用含む）、データ収集、実績報告

- ・ 電力会社への各種手続き
- ・ 電力会社の機器取付等に要する費用
- ・ 電気事業法、建築基準法、消防法等の関係法令に従う各種手続き（市が契約している各施設の電気主任技術者が行う手続きを含む）
- ・ 市が契約している各施設の電気主任技術者が行う次の費用（着工前後の手続き、工事中の立会い、試験立会い及び停電受電立会い等）
- ・ 補助事業申請業務
- ・ 企画提案書作成から本契約に至るまでの費用
- ・ 売電する場合は、オンラインで出力制御するための通信回線費用
- ・ 太陽光発電設備等の運用・接続検討に係る費用
- ・ 消費税
- ・ その他、本事業に必要な事項及び費用

3 事業内容

本事業にて要求する仕様を本章に示す。自ら行った提案を基に、本事業について、市と合意した内容で実施するものとする。事業の実施については、必要な法的資格等を保有していること。

(1) 公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入

ア 設置場所

- ・ 甲斐市役所竜王庁舎（甲斐市篠原 2610）
- ・ しのはら公園（甲斐市篠原 18-1）
- ・ 甲斐市双葉体育館（甲斐市宇津谷 2221）
- ・ 甲斐市双葉 B&G 海洋センター（甲斐市宇津谷 1957）
- ・ 甲斐市双葉ふれあい文化館（甲斐市下今井 230）

詳細は「参考資料 1_公共施設リスト」のとおり。

イ 一般事項

- ① 本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものであるため、交付対象メニュー（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 1（2. ア（ア））の交付要件に合致したものとすること。
- ② 本事業で導入される太陽光発電設備は、環境負荷低減を目的とし啓発も兼ねているため、発電量がリアルタイムで表示されるモニターを設置するとともに、データが蓄積される仕様とすること。
- ③ 脱炭素先行地域の課題解決に資するような設備設置・運用の方向性を示すこと。
- ④ 余剰電力が発生する場合、売電の提案を検討するなど、施設ごとに余剰電

力活用の方向性を整理すること。また、売電する場合は、必要な手続き及びその関連業務を行うこと。

- ⑤ 設置するパネルや架台等の取付方法は、メーカー基準に基づく提案とする。ただし、建築基準法による積載荷重や風圧力等の規定は定められた基準に適合することとし、その他の外力を受けるおそれのある場合は、安全上必要な処置を講じること。また、企画提案の段階においても安全が配慮されたものであることを説明すること。
- ⑥ 対象施設の防水等の機能を考慮した上で、施工を検討すること。
- ⑦ 足場設置や支持を施工する際は、十分注意すること。また、施工や不注意で傷つけた場合は、現状復旧を行うこと。
- ⑧ 設置される機器・部材等は、未使用品であること。
- ⑨ 太陽光発電設備の出力は、受変電設備へ繋ぎ込み、系統連系を行うこと。また、系統連系により必要となる機器の設置は、本事業に含む。
- ⑩ 事前に使用機器提案書を提出の上、市に承諾を得ること。
- ⑪ 施工及び設備の保証期間、不具合発生時の対応は保守及び維持管理等に係る計画書に示した内容とする。
- ⑫ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を市に提出すること。
- ⑬ 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び「JIS C8955 2017『太陽電池アレイ用支持物設計標準』」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ⑭ 設備固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、各施設の建物用途に応じた耐震クラスを適用すること。
- ⑮ 関係法令を遵守し、必要に応じて申請等関連業務を行うこと。また、その結果を市に提出すること。
- ⑯ 設備は J E T 認証を取得したもの又は相当する品質のものを使用すること。

ウ 性能・構造 等

- ① 使用機器提案書及び施工検討報告書に示した内容とする。
- ② 設備設置に当たり、設備容量や工法などにより構造計算の必要な場合は本業務において行うこと。

エ 設備設置に関する現地調査・設計

- ① 現地調査を行うに当たり、市担当者及び施設担当者に事前連絡をすること。
- ② 周辺環境や施設運営等を把握するとともに、配慮された設計とすること。

- ③ 現地調査後、施設毎に、使用機器提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、市の承諾を受けること。また、見込まれる発電量の資料も併せて提出をすること。
- ④ 作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。作業従事者の作業員名簿や資格の写しについては、作業計画書に添付すること。
- ⑤ 安全管理については、市担当者及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うこと。
- ⑥ 作業に伴う仮設足場等について、その設置に伴う負担は受託者とする。また、事前に設置期間や設置方法等について、市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務、電気主任技術者の立ち会いなど、受託者の責において実施すること。また、費用負担についても受託者とする。
- ⑧ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑨ 施工により発生した部材の処分方法について、作業計画書を市に提出すること。
- ⑩ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に市担当者及び施設担当者と調整すること。
- ⑪ 設置完了後の試験方法について、試験計画書にて市に提出すること。

オ 設備設置に関する現場施工

- ① 設置については、使用する機器メーカーの据付要領を準拠すること。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、市担当者及び施設担当者と協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ② 設置に際して、壁など穴を開ける必要がある場合は、建物の構造や防水効果が損なわれない位置や大きさとする。また、既存施設の防水層が保証期間内の場合は、保証を維持したまま設置する工法を防水層のメーカーや施工業者等に交渉し、その結果を市と協議すること。
 なお、太陽光発電設備を設置する前に市が防水措置を行う建物がある場合は、協定締結後、最優先で防水シート施工業者と調整・協議を行い、防水機能を損なわない太陽光発電設備の設置を行うこと。
 加えて、設備設置後の雨漏り等の不測の事態を想定し、責任の所在を明確にし、市へ届け出ること。

- ③ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ④ 作業完了後は、作業場所の清掃・整理を行うこと。
- ⑤ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。なお、しのはら公園については、新築工事中のため、必要に応じて別途協議すること。
- ⑥ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務事務、施工管理及びその他の関連業務は、受託者の責において実施すること。
- ⑧ アスベストが含まれる施設へ、配管サポート等で穴を開ける必要がある場合は、集塵機能付き電動工具を使用するなど、適切な作業方法にて作業を行うこと。
- ⑨ 発生した廃棄物を適切に運搬・処分すること。
- ⑩ しのはら公園について、新築の建物であることに十分配慮するとともに、令和 8 年 5 月時点で施工中のため、同一現場による施工となることから、受託後、関係者における詳細協議を行う必要があること。
- ⑪ 双葉体育館について、V2X システムの導入及び空調設備の設置工事を予定しているため、受託後、関係者における詳細協議を行う必要があること。

カ 維持管理（保守・点検）

- ① 市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守及び維持管理等に係る計画書を市に提出する。また、毎年 1 回以上点検を行い、異常や故障、腐食、さび、変形、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行い、報告書を市に提出するとともに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、受託者の責任と負担において修理を行う。
- ② 市が発電状況等を遠隔監視できるシステムを提供する。システムに必要な通信回線は 4G 回線等を受託者が用意することとし、市の通信回線には接続できないものとする。
- ③ 施設の既存の電気主任技術者とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、新たな電気主任技術者を用意する。
- ④ 受託者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受託者の負担とする。
- ⑤ 事業実施中に、市による施設の改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、原因究明に協力する。
- ⑥ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が受託者による設備設置に起因

する場合には、受託者負担により速やかに修復する。

- ⑦ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ⑧ 設備を設置した施設について、市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、受託者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。また、設備の移設に伴う費用負担は、市が費用を負担する。その際に運転停止期間が生じても、契約期間の変更は行わないものとする。
- ⑨ 施設の維持管理上実施される点検や、災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含むものとし、一時的な運転停止を伴う契約期間の延長は行わないものとする。
- ⑩ 事業期間中に施設の移譲や売却及び廃止等があり、引き続き設備が使用可能な場合は、同等の条件でリース事業を継続することを条件として受託者が移譲及び移設等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と受託者で協議の上定める。設備を使用しなくなった場合は、受託者が撤去及び廃棄を行いその費用は市が負担する。
- ⑪ 設置する設備に担保権を設定する場合には、担保権者である金融機関と担保権設定契約に当該設備の別受託者への承継について記載し、万が一倒産等があった場合でもリース事業が継続されるよう対応すること。
- ⑫ 発電した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- ⑬ 当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- ⑭ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ⑮ 降雪時に落雪による人的被害が予見される場合に、速やかに対応できる体制を整えること。
- ⑯ 災害発生後に電力供給が停止又設備の損傷が判明した場合は、原則として保険の範囲内で速やかに復旧を行うこと。

(2) 公共施設へのソーラーカーポート設備の導入

ア 設置場所

・ 敷島総合文化会館（山梨県甲斐市島上条 1020）

詳細は「参考資料 1_公共施設リスト」のとおり。

イ 一般事項

- ① 本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものであるため、交付対象メニュー（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙1（2. ア（ア））の交付要件に合致したものとすること。なお、導入した設備は敷島総合文化会館へ接続するものとし、既設の屋根置き太陽光発電設備を考慮した上で自家消費率を算出すること。
- ② 本事業で導入される太陽光発電設備は、発電量がリアルタイムで表示されるシステムを導入するとともに、データが蓄積される仕様とすること。
なお、敷島総合文化会館は令和7年度に屋根置き太陽光発電設備を導入済であり、導入の際、監視システムを設置済のため、当該システムの活用を想定する。
- ③ 脱炭素先行地域の課題解決に資するような設備設置・運用の方向性を示すこと。
- ④ 余剰電力が発生する場合、売電の提案を検討するなど、施設ごとで余剰電力活用の方向性を整理すること。また、売電する場合は、必要な手続き及びその関連業務を行うこと。
- ⑤ 設置するパネルや架台等の取付方法は、メーカー基準に基づく提案とする。ただし、建築基準法による積載荷重や風圧力等の規定は定められた基準に適合することとし、その他の外力を受けるおそれのある場合は、安全上必要な処置を講じること。また、企画提案の段階においても安全が配慮されたものであることを説明すること。
- ⑥ 足場設置や支持を施工する際は十分注意すること。また、施工や不注意で傷つけた場合は、現状復旧を行うこと。
- ⑦ 設置される機器・部材等は、未使用品であること。
- ⑧ 太陽光発電設備の出力は、受変電設備へ繋ぎ込み、系統連系を行うこと。また、系統連系により必要となる機器の設置は、本事業に含む。
- ⑨ 市へ事前に使用機器提案書を提出の上、承諾を得ること。
- ⑩ 施工及び設備の保証期間、不具合発生時の対応は保守及び維持管理等に係る計画書に示した内容とする。
- ⑪ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を市に提出すること。
- ⑫ 関係法令を遵守し、必要となる申請等関連業務を行うこと。また、その結果を市に提出すること。
- ⑬ 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及び「JIS C8955

2017『太陽電池アレイ用支持物設計標準』に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

- ⑭ 設備固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。
- ⑮ 関係法令を遵守し、必要に応じて申請等関連業務を行うこと。また、その結果を市に提出すること。
- ⑯ 設備はJ E T認証を取得したもの又は相当する品質のものを使用すること。

ウ 性能・構造 等

使用機器提案書及び施工検討報告書に示した内容とする。

エ 設備設置に関する現地調査・設計

- ① 現地調査を行うに当たり、市担当者及び施設担当者に事前連絡をすること。
- ② 周辺環境や施設運営等を把握するとともに、配慮された設計とすること。
- ③ 現地調査後、施設毎に、使用機器提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、市の承諾を受けること。また、見込まれる発電量の資料も併せて提出をすること。
- ④ 作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする等、関係法令を遵守すること。作業従事者の作業員名簿や資格の写しについては、作業計画書に添付すること。
- ⑤ 安全管理については、市担当者及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うこと。
- ⑥ 作業に伴う仮設（仮囲い等）について、その設置に伴う負担は受託者とする。また、事前に設置期間や設置方法等について、市担当者及び施設担当者との調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務、電気主任技術者の立ち会いなど、受託者の責において実施すること。また、費用負担についても受託者とする。
- ⑧ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に市担当者及び施設担当者との調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑨ 施工により発生した部材の処分方法について、作業計画書を市に提出すること。
- ⑩ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に市担当者及び

施設担当者と調整すること。

- ⑪ 設置完了後の試験方法について、試験計画書にて市に提出すること。

オ 設備設置に関する現場施工

- ① 設置については、使用する機器メーカーの据付要領を準拠すること。また、上記以外の作業（仮設の設置等）については、市担当者及び施設担当者と協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ② 設置に際して、壁など穴を開ける必要がある場合は、建物の構造や防水効果が損なわれない位置や大きさとする。
- ③ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ④ 作業完了後は、作業場所の清掃・整理を行うこと。
- ⑤ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して 影響を及ぼさないように努めること。
- ⑥ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務は、受託者の責において実施すること。
- ⑧ アスベストが含まれる施設へ、配管サポート等で穴を開ける必要がある場合は、集塵機能付き電動工具を使用するなど、適切な作業方法にて作業を行うこと。
- ⑨ 駐車場の区画線等については、劣化が著しい場合は市と協議した上で引き直しを行うこと。
- ⑩ 発生した廃棄物を適切に運搬・処分すること。
- ⑪ 敷島総合文化会館駐車場においては、令和9年2月末にイベントの実施が予定されているため、令和9年1月末までを目途に設置工事を完了させること。

カ 維持管理（保守・点検）

- ① 市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守及び維持管理等に係る計画書を市に提出する。また、毎年1回以上点検を行い、異常や故障、腐食、さび、変形、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行い、報告書を市に提出するとともに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、受託者の責任と負担において修理を行う。なお、電気主任技術者が実施する電気保安業務に係る費用の増加分については市が負担する。
- ② 市が発電状況等を遠隔監視できるシステムを提供する。システムに必要な通信回線は4G回線等を受託者が用意することとし、市の通信回線には接

続できないものとする。

- ③ 施設の既存の電気主任技術者とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、新たな電気主任技術者を用意する。
- ④ 受託者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受託者の負担とする。
- ⑤ 事業実施中に、市による施設の改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、原因究明に協力する。
- ⑥ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が受託者による設備設置に起因する場合には、受託者負担により速やかに修復する。
- ⑦ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ⑧ 設備を設置した施設について、市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、受託者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。また、設備の移設に伴う費用負担は、市が費用を負担する。その際に運転停止期間が生じても、契約期間の変更は行わないものとする。
- ⑨ 施設の維持管理上実施される点検や、災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含むものとし、一時的な運転停止を伴う契約期間の延長は行わないものとする。
- ⑩ 事業期間中に施設の移譲や売却及び廃止等があり、引き続き設備が使用可能な場合は、同等の条件でリース事業を継続することを条件として受託者が移譲及び移設等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と受託者で協議の上定める。設備を使用しなくなった場合は、受託者が撤去及び廃棄を行いその費用は市が負担する。
- ⑪ 設置する設備に担保権を設定する場合には、担保権者である金融機関と担保権設定契約に当該設備の別受託者への承継について記載し、万が一倒産等があった場合でもリース事業が継続されるよう対応すること。
- ⑫ 発電した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- ⑬ 当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- ⑭ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ⑮ 降雪時に落雪による人的被害が予見される場合に、速やかに対応できる体

制を整えること。

- ⑩ 災害発生後に電力供給が停止又設備の損傷が判明した場合は、原則として保険の範囲内で速やかに復旧を行うこと。

4 提出書類

(1) 契約締結時の提出書類

- ・ 契約書
- ・ 着手届（任意様式）
- ・ 配置業務責任者届出書（任意様式）

(2) 契約以後の提出書類

- ・ 使用機器提案書
- ・ 施工検討報告書
- ・ 作業計画書
- ・ 試験計画書
- ・ 作業月報及び作業工程表（月間）
- ・ 完了届
- ・ 保守及び維持管理等に係る計画書

(3) 該当する場合のみ

- ・ 委託（変更）承諾申請書
- ・ 暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）

※事業の一部を第三者に委託する場合。

5 完成図書及び完成図

設置完了後に以下の書類等を施設毎に作成し、市に提出するものとする。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とするが、一部※印については書面による提出も併せて行うこと。

(1) 完成図書（データ1部、紙資料各施設単位で2部提出）

- ・ ※社内検査報告書
- ・ 絶縁測定結果及び試験成績表
- ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・ 産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・ 産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・ 鉄筋調査、PCB 及びアスベスト含有に関する報告書
- ・ ※施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）
- ・ 打合せ記録（随時）
- ・ 作業月報及び作業工程表（月間）

- ・ 関係法令に基づく 届出書の写し
 - ・ 機器取扱説明書
 - ・ 保証書
 - ・ 施工体制表及び連絡体制表
- (2) **完成図** (データ 1 部、紙資料各施設単位で 2 部提出)
- ・ 施工図 (JW-CAD 又は JW-CAD で閲覧可能な拡張子データ及び PDF データ)
 - ・ 完成図 (JW-CAD 又は JW-CAD で閲覧可能な拡張子データ及び PDF データ)

6 仕様の変更等

- (1) 市は、やむを得ない事情により仕様を変更する場合には、受託者の承認を得ること。
- (2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合及び記載されていない事項が生じた場合は、市と受託者が協議して定めた上、受託者は市の指示に従うこと。

7 その他 (特記事項)

- (1) 設置完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があったとして、市より連絡を受けた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (2) 本事業は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (3) 受託者は、事業の実施に当たって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (4) 受託者は、事業の実施に当たって、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、事業の進捗について、市に対して定期的に報告すること。
- (6) 本事業の成果物は、市と受託者双方協議の上、履行期限前の必要に応じた時期に早期に提出する場合があるものとする。
- (7) 受託者は、本事業の全部を第三者に委託してはならない。
- (8) 受託者は、本事業の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (9) 受託者は、本事業の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- (10) 参加時に提出した事業実施体制は原則として変更できないこと。ただし技術者の退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者、実施体制であることについて市の了解を得なければならない。